ニセコ町学習交流センター設置条例の一部を改正する条例

　ニセコ町学習交流センター設置条例（平成１５年３月２０日条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１条に次の１項を加える。

２　交流センターは、図書館法（昭和２５年法律第１１８号）に基づく機能を有する施設とする。

附　則

　（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。